

## 県の財政措置における不均衡の解消等を求める意見書

いまだに終わりの見えないコロナ禍への対応や子ども子育てに係る制度の充実、公共施設の長寿命化対策、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、これまで以上に基礎自治体の役割とそれに伴う財政需要は増加している。

特に、本市のような指定都市ではこれまでも、人口の集中や産業集積に伴う大都市特有の財政需要も発生している中で、コロナ禍による減収が予想され、大幅な財源不足が見込まれる状況にある。

現在の指定都市制度は、創設から60年以上が経過しており、その中で多くの権限が県から指定都市に移譲されているが、税制上の措置は画一的であるため事務・権限に必要な財源が確保されておらず、事務・権限と財源の現状が適切に反映されていないが、地方分権改革の推進などにより、広域自治体と基礎自治体の役割は変化しており、今後更に基礎自治体の機能等を充実させていくことが必要である。

こうした中、本市は、特別自治市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を目指しているが、県は自らが担うべき総合調整機能が分断されるとして懸念を示している。

また、県単独補助事業における補助率や、拠点地区等整備における市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に係る財政措置などにおいて、指定都市とその他の市町村との間において格差が生じている。

よって県におかれては、大都市の実情等に基づき、更なる住民サービス向上のため、県域全体への波及効果を踏まえた広域自治体としての施策・財政措置及び指定都市と他の市町村との間に生じている不均衡を解消するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月17日

議会議長名

神奈川県知事　宛て